



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 新 日 本 建 物  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 社 長 執 行 役 員  
村 上 三 郎  
(JASDAQ・コード番号：8893)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 兼 財 務 部 長  
壽 松 木 康 晴  
(TEL. (03) 5227-5605)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 本社事務所（東京都新宿区）を東京都千代田区へ移転することに伴い、本店機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都立川市から東京都千代田区に変更するものであります。本変更につきましては、平成 20 年 3 月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。  
なお、本附則につきましては、本変更の効力発生日をもってこれを削除するものであります。
- (2) 社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条第 1 項に定める監査役の実任制度に基づき、定款第 36 条（社外監査役の実任制度）の規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日	平成 19 年 6 月 28 日（木曜日）

以 上

## 【定款変更の内容】

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都立川市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新設)	(社外監査役の実任) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u>
(新設)	(附則) 第1条 <u>第3条の変更は平成20年3月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。本附則については本店移転の効力発生日をもってこれを定款から削除する。</u>